

借入れ上限規制

返済能力調査の厳格化

2010年6月18日 改正貸金業法施行
貸金業者からの借入れを行う際に、
新たに制約が課されます。

緊急開催!

貸金業法はこう変わる!

～弁護士が教える改正の重要ポイント～

短期の資金調達手段として貸金業者から借入れを行う中小事業者にとって、その法的知識はとても重要です。改正貸金業法が今年6月18日に全面施行され、過剰貸付の防止を目的に、新規の借入れの制限や、返済能力の調査が強化されます。それに対する事業者の対応策や、借入金見直しを行なう為のセミナーを開催致します。

また、借入れを行っていない事業者の方にとっても、万が一従業員が多重債務問題を抱えた場合の対処法を知るために有用なセミナーです。現在お悩みが無い方も、お気軽にご参加下さい。

*講演終了後、**無料相談会**を開催します。相談を御希望の方は下の申し込み用紙にご記入下さい*

□内 容□

1. 貸金業法とは 2. 改正の内容 3. 中小企業者が押さえておくべき3つのポイント

□講師紹介□



千綿 俊一郎氏

福岡商工会議所 専門相談窓口担当弁護士
弁護士・吉村敏幸法律事務所

人の痛みがわかることが弁護士の原点だと思っています。
一般の民事事件はもちろん、個人の民事再生手続など債務整理事件を多く手がけています。

池田 耕一郎氏

福岡商工会議所 専門相談窓口担当弁護士
弁護士・池田耕一郎法律事務所

「深刻なときこそ、前向きに」をモットーに中小企業様の様々な問題の解決に向けて積極的に取り組んでいます。話しやすい雰囲気作りが信条です。



日時

平成22年 7月1日(木)
14:00~15:30
*相談会: 15:30~

場所

福岡商工会議所
502会議室
福岡市博多区博多駅前2丁目9-28
福岡商工会議所ビル5階

受講無料
無料相談会開催

定員: 50名(先着順・事前にお申し込みください)
定員に達しお断りする以外はこちらから連絡致しません。

対象: 企業の経営者、総務、経理担当者
主催: 福岡商工会議所 経営支援グループ
共催: 福岡県弁護士会 (中小企業法律支援センター)

切り取らずにご送付ください

参加申込書

申込先/FAX 092-482-1523 福岡商工会議所 経営支援グループ行

----- (フリガナ) 企業・事業所名			
住所	〒		
TEL		FAX	
----- (フリガナ) お名前		所属・役職	
----- (フリガナ) お名前		所属・役職	
無料相談会への参加について		<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない

福岡の中小企業経営をサポートする情報ポータルサイト

けいえい Online

融資・経営革新・創業・事業承継の相談・セミナー情報はこちら!

けいえい クリック

<http://keiei-online.jp/>